

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 副収入が会社にバレない確定申告

Q：私はサラリーマンですが、去年から保険の代理店を始め、7年中の手数料収入が30万円あります。これは確定申告しなければならないのでしょうか。会社には、副収入があることを知られたくないのですが……。

A：サラリーマンの場合、給与以外の所得が年間20万円を超える人は確定申告の必要があります。

### 【解説】

給与を1カ所から受けている人で、地代、家賃、原稿料などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合には、確定申告しなければならないとされています。

ご質問の場合、保険の代理店の仕事は「事業所得」に該当します。収入金額から必要経費を引いた金額が「所得」となり、これが20万円超なら確定申告の必要があります。

必要経費をどれだけ認められるかで、大きな差ができますから、日頃から領収書の保管や出納帳などの記入をきちんとしておきましょう。

副収入があることを会社に知られたくないとのことですが、確定申告の住民税の項目に、給与所得以外の住民税の徴収方法（普通徴収と特別徴収）を選択する欄があります。特別徴収を選択すると、市町村から住民税の特別徴収分として会社に通知書が送られてきますので、会社に知られることとなります。

そこで普通徴収を選択すれば、会社に知られずに済みます。

